大口町学校給食に係る給食費取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。) 第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、必要な事項を定めることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 小中学校とは、大口町立小学校及び大口町立中学校をいう。
 - (2) 児童等とは、小中学校に在学する児童及び生徒をいう。
 - (3) 保護者等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する 保護者及びこれに準ずる者をいう。
 - (4) 給食費とは、大口町立学校給食センター設置及び管理に関する条例(昭和46年大口町条例第28号)第7条に規定する学校給食に要する経費で、保護者等及び小中学校に勤務する教職員、学校給食センター職員等が負担するものをいう。

(学校給食の申込み)

- 第3条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者等は、学校給食申込書(様式第1)(以下「申込書」という。)を当該小中学校の学校長を経て大口町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出する。ただし、小中学校に勤務する教職員、学校給食センター職員等はこの限りでない。
- 2 前項の申込書の提出がない場合において、児童等が学校給食の提供を受けた時は、学校給食の提供について保護者等の申込みがあったものとみなして、当該保護者等に対してこの要綱の規定を適用する。
- 3 保護者等は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に 届け出なければならない。

(給食費)

- 第4条 児童等の給食費は、月額とし、その月の給食の実施日数に第3項に規定する給食費の一食単価を乗じて得た額とする。
- 2 給食の一食単価は、次のとおりとする。
 - (1) 児童 270円
 - (2) 生徒 310円
- 3 給食費の一食単価は、次のとおりとする。
 - (1) 児童 135円
 - (2) 小学校教職員 270円
 - (3) 生徒 155円
 - (4) 中学校教職員、学校給食センター職員等 310円
- 4 第1項の規定にかかわらず、月の途中において転入した児童等の当該月の給食費は、現に学校給食の提供を受けた回数に前項に規定する給食費の一食単価を乗じて得た額とする。

(学校給食の欠食)

- 第5条 保護者等は、児童等が欠席その他の理由により給食を受けない日が生じる ときは、給食を受けない日の3日前(学校休業日を除く)までに、在籍する小中 学校の学校長に申し出る。
- 2 学校長は、前項の申し出について、給食を受けない日の2日前の午前中に、給 食センター所長に連絡しなければならない。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、学校給食を欠食した場合及び転出により学校 給食の中止を申し出た場合の児童等の給食費は、学校給食の実施日数から欠食し た日数を減じて得た日数に、給食費の一食単価を乗じて得た額とする。

(牛乳提供の中止等)

- 第6条 保護者等は、児童等が乳アレルギー及び乳糖不耐症を有し、医師から牛乳の飲用が不可であると診断された場合において、牛乳提供の中止または学校給食の中止を申し出るときは、申込書を小中学校の学校長を経て、教育委員会に提出する。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、牛乳の提供中止決定通知書(様式第2)により保護者及び学校長に通知する。

3 前項により牛乳の提供を中止決定した場合の当月の給食費の一食単価は、第4 条第3項第1号又は第3号に定める額から、牛乳(発酵乳その他類する飲用に供 される物を含む。)1本当たりの費用に相当する額(毎年度の当初契約額をいう。) の半額(円未満切捨て)を減じた額とする。

(学校給食の再開等)

- 第7条 保護者等は、児童等が医師の診断により牛乳の飲用等が可能となり、牛乳の提供又は学校給食の再開を希望するときは、再開を希望する前月15日までに申込書を教育委員会に提出する。
- 2 教育委員会は、前項の申込書を受理したときは、受理した翌月から当該児童等に牛乳の提供又は学校給食を再開する。
- 3 児童等が町外の小学校及び中学校へ転校するときは、その日をもって第5条及 び第6条の適用を終了する。

(学校給食実施報告書の提出)

第8条 各小中学校の学校長は、給食の供給を受けた月の学校給食実施報告書を、 教育委員会学校給食センター所長が指定する日までに、学校給食センターへ提出 しなければならない。

(給食費の請求)

- 第9条 教育委員会は、学校給食実施報告書に基づき、学校給食を受けた者の所属 毎の給食費を算定し、各小中学校の学校長にその額を通知して徴収を依頼する。 (給食費の納入)
- 第10条 各小中学校の学校長は、児童等の給食費をその保護者等から徴収し、教育委員会が指定する銀行口座に納入するものとする。

附 則(令和4年3月18日大口町教育委員会告示第5号)(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の学校給食の申込み及び第6条の牛乳提供の中止等の申込みは、この要 綱の施行の日前においても行うことができる。

(物価高騰対策による給食費の1食単価の特例)

- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年9月1日以降に在籍する児童・生徒について、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに提供を受けた学校給食に限り、給食費の1食単価は、次のとおりとする。
 - (1) 児童 125円
 - (2) 生徒 143円

附 則(令和4年8月30日大口町教育委員会告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

学校給食申込書

年 月 日

大口町教育委員会

保護者等氏名

住所

児童等との続柄

大口町学校給食取扱要綱第3条及び第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

	ふりがな						
	氏 名						
対象となる	学校名	小学校・中学校					
児童・生徒	学年・組						
	該当する□にレ	□ 新14			年	組	
	を付けてください						
申込区分	□学校給食を申し込みます。						
	□学校給食を申し込みますが、牛乳提供の中止を希望します。						
まツーフロン	□学校給食を申し込みません。						
該当する□にレ を付けてください	(食物アレルギー、入院等による長期欠席、自己都合等)						
	□転出等により学校給食を中止してください。						
給食提供		年		日かり	<u>ک</u>		
開始・中止日		4-	月	口いす	9		

備考

- 1 学校給食の提供を受ける児童・生徒1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 乳糖不耐症等により、学校給食の牛乳提供を希望しない場合は、診断書等を添付してください。
- 3 この申込書は、保護者等から特に申出がない限り、大口町立学校に在学中、その内容を継続します。
- 4 申込内容を変更したい場合は速やかに、この申込書を学校に提出してください。

年 月 日

様

大口町教育委員会

牛乳の提供中止決定通知書

下記児童生徒について、学校給食での牛乳提供を中止します。

なお、牛乳提供を希望するときは、速やかに「学校給食申込書」を提出してください。

記

対象の児童生徒氏名

学校名	学年	組	児童生徒名

牛乳提供中止日

年 月 日から

備考

この決定は、保護者等から新たな学校給食申込がない限り継続します。